

五城目町介護資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新たな介護人材の育成及び確保並びに現に就労している介護職員の資質向上及び離職防止を図るため、介護資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内において五城目町介護資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助規則（昭和31年五城目町規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労希望者 介護職員等として従事する意思を有する者（学生を除く。）
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（第5条第1項第1号において「学校等」という。）に通学している者
- (3) 現任者 当該介護保険サービス事業所等を運営する法人等に直接雇用され、現に介護サービス事業所において要介護者及び要支援者の身体及び生活介護業務に従事する者
- (4) 研修 次に掲げるものをいう。
 - ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
 - イ 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条に規定する介護福祉士試験を受けるために必要な研修で、介護福祉士として必要な知識及び技能の修得を目的として文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施されるものをいう。
- (5) 介護サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項に掲げるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）若しくは同法第8条の2各項に掲げるサービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予

防居室療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。)を提供する事業所又は施設をいう。

(補助基準等)

第3条 事業の種別は、次のとおりとする。

- (1) 就労希望者等介護技能育成支援事業
- (2) 現任者資質向上支援事業

2 補助金の交付基準等は、別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、研修修了日から起算して6ヶ月以内に五城目町介護資格取得支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に別表に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 交付に必要な条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 第3条第1項第1号の事業 研修修了日(学生の場合は、通学している学校等を卒業した日)から起算して6ヶ月以内に介護サービス事業所に就労し、引き続き6ヶ月以上勤務すること。
- (2) 第3条第1項第2号の事業 勤務している介護サービス事業所に研修修了日から起算して1年以上引き続き勤務すること。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、交付申請者に対し、五城目町介護資格取得支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(在籍報告)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める交付の条件を満たした日から起算して1ヶ月以内に、介護サービス事業所からの在籍証明を得て在籍報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項第1号の事業に係る交付決定者が、就労してから6ヶ月未満で退職したとき。ただし、退職後に別の介護サービス事業所に就労した場合及び事業所の都合により解雇された場合を除く。
- (2) 第3条第1項第2号の事業に係る交付決定者が、研修修了日から起算して1年未満で退職したとき。ただし、退職後に別の介護サービス事業所に就労した場合及び事業所の都合により解雇された場合を除く。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合の通知は、五城目町介護資格取得支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）によるものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条）

1 就労希望者等介護技能育成支援事業

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | <p>就労希望者又は学生で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 交付申請時において、町内に住所を有し、現に町内に居住している者（学生の場合は、保護者又は扶養者が町内に住所を有し、現に町内に居住している者）</p> <p>(2) 交付申請時において、次のいずれも滞納していない者（学生の場合は、保護者又は扶養者が次のいずれも滞納していない者）</p> <p>ア 住民税</p> <p>イ 国民健康保険税及び介護保険料</p> <p>ウ 町が管理する住宅の使用料又は貸付料</p> <p>エ 水道料金、公共下水道使用料及び受益者負担金並びに農業集落排水施設使用料及び分担金</p> <p>オ 保育料</p> |
| 補助対象経費 | <p>研修に要する受講料及び教材料（入会金、交通費、通信費、保険料、分割払手数料、返還金及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用を除く。）</p> |
| 補助金の額等 | <p>補助対象経費から他法令による助成金等を控除した額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 介護職員初任者研修 6万円</p> <p>(2) 介護福祉士実務者研修 10万円</p> |
| 交付の申請 | <p>次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 研修修了を証する書類の写し</p> <p>(2) 受講に要した経費を明らかにする書類</p> <p>(3) 在学証明書（学生の場合）</p> <p>(4) 請求書</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p> |

2 現任者資質向上支援事業

| | |
|-------|--|
| 補助対象者 | <p>現に介護サービス事業所に勤務し、交付申請時において次のいずれも滞納していない者</p> <p>ア 市町村民税</p> <p>イ 国民健康保険税及び介護保険料</p> <p>ウ 市町村が管理する住宅の使用料又は貸付料</p> <p>エ 水道料金、公共下水道使用料及び受益者負担金並</p> |
|-------|--|

| | |
|--------|---|
| | <p>びに農業集落排水施設使用料及び分担金 オ 保育料</p> |
| 補助対象経費 | <p>研修に要する受講料及び教材料（入会金、交通費、通信費、保険料、分割払手数料、返還金及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用を除く。）</p> |
| 補助金の額等 | <p>補助対象経費から他法令による助成金等を控除した額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 介護職員初任者研修 6万円 (2) 介護福祉士実務者研修 10万円</p> |
| 交付の申請 | <p>次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 研修修了を証する書類の写し (2) 受講に要した経費を明らかにする書類 (3) 在職証明書 (4) 請求書 (5) その他町長が必要と認める書類</p> |